

川崎市消防通信規程運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防通信規程（平成15年消防局訓令第26号。以下「規程」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

(無線従事者の報告)

第2条 規程第15条に規定する無線従事者の報告は、第1号様式により報告するものとする。

(保守管理上の留意事項)

第3条 規程第18条に規定する保守管理に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 消防通信施設は、常に良好な状態を保つため毎日外観点検を行うほか、充電式の機器については、使用后必ず完全充電を行うこと。

(2) 指令電話、指令バックアップ無線受信装置、署所指令端末装置及び指令書プリンターの電源は、指令装置専用コンセントに接続し、各機器の電源スイッチを入れて、常時通電しておくこと。

また、指令装置専用コンセントは、非常用発電機及び無停電電源装置と接続しており、定格電力を超えて使用すると、停電時に正常に作動しないため、他の電気機器類は使用しないこと。

(3) 指令書プリンターのトナー及び印刷用紙は、常に補充し出場指令書が確実に印刷できる状態にしておくこと。

なお、指令書プリンターは、常時高速で印刷するように初期設定しており、設定の変更は厳禁とする。

(4) 署所指令端末装置は、定期的に消防指令センター（以下「指令センター」という。）のサーバからデータの更新が自動的に行われる。

(5) 車載指令端末装置（以下「AVM」という。）を装備している車両は、AVMで表示する消火栓情報等のデータを更新するため、始業点検時にエンジンを始動し、車庫内でデータ更新ボタンを操作して、データの更新を行うこと。

なお、災害出場等により、データの更新が行えなかった場合は、帰署（所）後、速やかに行うこと。

(6) 消防内線、加入電話及び災害情報伝達装置（FAX）の配線は、損傷防止に配慮すること。

なお、机、書庫等の移動等によるレイアウト等の変更の際には、事前に指令課に相談すること。

(7) 消防署及び消防出張所（以下「署所」という。）の受付勤務員等は、消防通信機器資材の盗難防止に努めること。

(8) 携帯型無線機及び携帯型受令機は、引継交代時に必ず点検し所在を明確にしておくこと。

（災害通信用語の意義）

第4条 災害通信に使用する用語の意義は、別表第1のとおりとする。

（指令系統）

第5条 規程第2条第3号に規定する指令は、次の消防通信により行う。

(1) 音声系指令

指令電話及び無線通信による音声（音声合成又は肉声）の指令

(2) 表示系指令

出場車両表示盤の点灯及び出場指令書の伝送

(3) 車載系指令

AVMへの指令及び災害支援情報の表示

(4) データ系指令

署所指令端末装置※（データ指令端末）までの指令伝送をいう。

なお、指令センターからデータ系指令を行い、消防署において出場隊を選別し、署所指令端末装置（データ指令端末）から表示系指令及び車載系指令を行うことをデータ指令運用という。

※ 署所指令端末装置とは、データ指令端末（本署のみ設置）及び指令伝送出力端末（消防情報共有システム、署所応需）を総じていう。

（指令区分の詳細及び要領）

第6条 規程第26条第2項に規定する指令区分の詳細及び要領は、次のとおりとする。

- （1）指令区分の詳細は、別表第2のとおりとし、指令回線の自動選択及び音声合成による指令とする。
- （2）音声系指令の範囲は、別表第3のとおりとする。
- （3）予告指令及び予告解除指令の要領は、別表第4及び別表第5のとおりとする。
- （4）災害指令要領は、別表第6のとおりとする。
- （5）救急指令要領は、別表第7のとおりとする。

（災害通信実施上の留意事項）

第7条 災害通信を実施する者は、次の事項に留意するものとする。

- （1）通信内容は、効率的な運用を図るため簡潔にまとめ、迅速かつ正確に情報伝達すること。
- （2）現場報告等は、現場指揮本部又は情報指定局等において情報を統括し、指令センターに報告すること。
- （3）災害出場各隊からの無線通信による報告等に際しては、輻輳する

ことのないよう十分留意すること。

(4) 無線通信は、常に傍受されていることを念頭におき、通信内容が複雑なもの又は業務上の守秘事項等については有線通信、個別通信(セレコール)等を使用し報告すること。

(5) 災害現場における無線通信は、規程第41条に規定する場合を除き、現場最高指揮者が統制し、原則として移動局(携帯型無線機)相互で実施すること。

(各種災害通信事項)

第8条 各種災害の通信事項は、別表第8に示す事項を基本とし、円滑な災害通信を実施するものとする。

(指令電話及びAVMの取扱い)

第9条 署所の通信取扱者は、指令電話による通信及びAVMを取扱うときは、次により行うものとする。

(1) 指令電話の取扱い

規程第26条に基づく指令、連絡報の復旧は、通信の終了を通知する「以上」の通話を確認後、指令電話の復旧ボタンを1回押し、回線を復旧すること。(残留職員廃止出張所が無人の場合は指令センターから復旧するものとする。)

(2) AVMの取扱い

消防隊等が災害出場、業務出向等により署所を離れるときは、AVMを別表第9の区分に基づき操作し、消防隊等の動態を明らかにすること。

指令で出場する場合、自動的に画面が起動した後、出場指令音が鳴動し、AVMに指令情報及び災害点の地図が表示されるので、画面中央の「出場」ボタンを操作し、その後の部隊行動を動態ボタン

で明らかにすること。

(無線局の呼出名称等)

第10条 規程第34条第2号に規定する無線局の呼出名称等は、別表第10及び別表第11のとおりとする。

(無線の使用区分)

第11条 消防系無線、救急系無線及び署系無線の使用区分は別表第12によるものとし、無線交信の輻輳を防止するため、AVMの動態設定ボタンによる定型的な報告事項等は、無線による報告を省略できるものとする。

2 災害出場時、AVMによる支援情報等が確認できないときは、速やかに無線等により指令センターに要求するものとする。

(通信統制時の交信要領)

第12条 規程第41条に規定する通信統制時の無線交信要領等は、別表第13のとおりとする。

(通信コード及び通信省略語)

第13条 災害現場において、消防活動の内容をそのまま通話することにより、現場の関係者及び付近住民の心証を損ねる等を回避するとともに迅速かつ円滑な消防通信を行うため、通信コード及び通信省略語を使用することができるものとする。

なお、通信コードについては別表第14、通信省略語については別表第15のとおりとする。

2 通信コード及び通信省略語を使用するときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 通信コード及び通信省略語については、平素からよく研鑽し使用技術の習得に努めること。

(2) 通信コードは、災害現場の消防活動等で必要に応じて使用すること。

(3) 通信コードを誤って送信したときは、直ちに訂正し送信すること。

(4) 通信コード及び通信省略語を連続して使用するときは、その通信コード及び通信省略語ごとに区切り、かつ、明瞭に送信すること。

(通信訓練)

第14条 通信訓練は、指令センターの指示により行うものとする。ただし、陸上移動局が消防訓練等で必要と認めるときは、指令センターの承諾を得て、実施することができる。この場合、通信事項の前に必ず「訓練」を冠称するものとする。

(通信の記録)

第15条 規程第45条に規定する無線局の運用状況の記録は、別表第16に掲げる無線局別の様式により記録するものとする。

2 前項様式のうち、航空局については、指令センターで記録するものとし、船舶局、船舶用レーダーについては署所で、航空隊の航空局については航空隊で記録するものとする。

(通話試験)

第16条 規程第46条に規定する通話試験は、別表第17に基づき実施するものとし、必要に応じて臨時通話試験を行うものとする。

(無線業務日誌の決裁)

第17条 無線業務日誌の決裁については、月1回通信使用管理者が行うものとする。

(指令管制車両)

第18条 規程第47条第2項に規定する管制車両の名称及び地図表示記号等は、別表第18のとおりとする。

(運用状況登録に関する用語の意義)

第19条 指令システムへの管制車両の運用状況登録に関する用語の意義及び登録条件は、別表第19のとおりとする。

(指令システムの各種情報)

第20条 規程第48条第3号に規定する署所指令端末装置等による各種情報の入力及び更新作業並びに情報の内容等は、別表第20のとおりとし、表示記号は、別表第21のとおりとする。

(指令システム障害発生時の対応)

第21条 規程第49条に規定する指令システム2次障害発生時の指令要領は、次の各項のとおりとする。

(1) 指令は、音声系指令のみであり、表示系指令及び車載系指令並びにデータ系指令は、通知されないので十分注意すること。

(2) 災害種別による指令範囲及び指令トーンは、別表第22のとおりとする。

(3) 消防隊等の動態は、指令電話装置の部隊センダで入力するとともに、無線通信により指令センターに報告すること。

(肉声指令の訓練)

第22条 指令センターの通信取扱者は、指令システム障害発生時に備えるため、音声系指令のうち肉声指令の訓練を次により実施するものとする。

(1) 毎月第1月曜日及び火曜日の8時30分から17時15分の間に実施すること。

(2) 指令課指令係通信取扱者の肉声で音声系指令を行う。

その他の部隊編成、指令範囲、指令トーンの運用、表示系指令及び車載系指令への指令情報の表示等は通常の利用とする。

(3) 訓練開始及び終了時には、指令電話で各署所に通知すること。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(関係通知の廃止)

2 川崎市消防通信規程運用要綱の制定について（平成5年3月23日付け4川消指第617号）は、廃止する。

3 指令電話による指令等の運用について（平成10年1月19日付け9川消指第403号）は、廃止する。

4 附 則

この要綱は、平成17年6月6日から施行する。

5 附 則（平成18年6月7日）

この要綱は、通知の日から施行する。

6 附 則（平成19年3月30日）

この要綱は、通知の日から施行する。

7 附 則（平成19年7月8日）

この要綱は、通知の日から施行する。

8 附 則（平成19年9月27日）

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

9 附 則（平成20年3月24日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

10 附 則（平成21年3月2日）

この要綱は、通知の日から施行する。

11 附 則（平成22年5月1日）

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

12 附 則（平成23年3月31日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

13 附 則（平成24年2月25日）

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

14 附 則（平成24年3月21日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

15 附 則（平成25年3月25日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

16 附 則（平成26年1月14日）

この要綱は、通知の日から施行する。

17 附 則（平成26年8月30日）

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

18 附 則（平成27年4月29日）

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

19 附 則（平成28年3月31日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

20 附 則（平成28年9月2日）

この要綱は、通知の日から施行する。

21 附 則（令和元年7月25日）

この要綱は、通知の日から施行する。